

賃 金 規 程

〇〇〇〇株式会社

年	月	日 制 定
年	月	日 届 出

賃 金 規 程

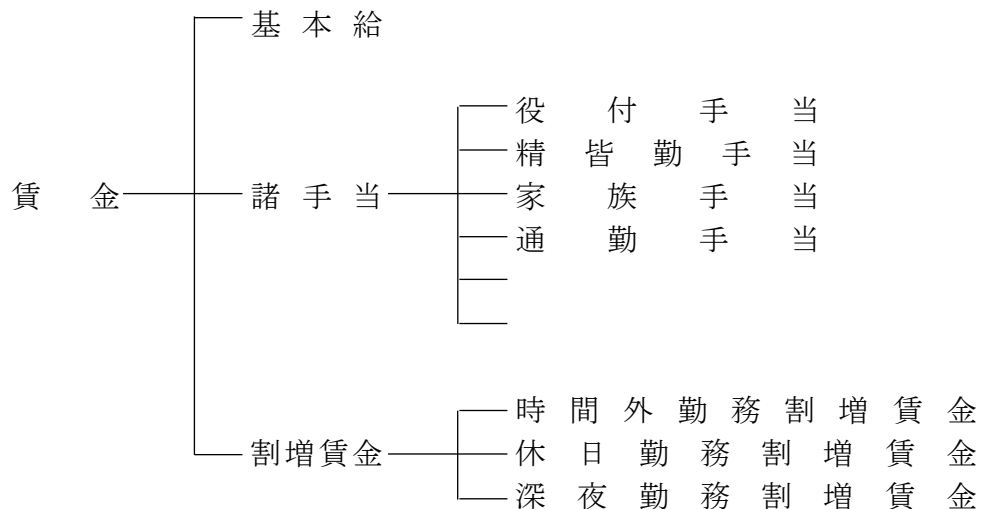
第 1 章 総 則

(適 用 範 囲)

第 1 条 この規程は、就業規則第41条に基づき、従業員の賃金等について定めたものである。ただし、パートタイマー等就業形態が特殊な勤務に従事する者について、その者に適用する特別の定めをした場合は、その定めによる。

(賃 金 の 構 成)

第 2 条 賃金の構成は次のとおりとする。



(賃金締切日および支払日)

第 3 条 賃金は、前月 日から起算し、当月 日に締切って計算し 日（支払日が休日の場合はその前日。）に支払う。ただし、日雇者の賃金はその日に計算し支払う。

(2) 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、従業員（従業員が死亡したときはその遺族。）の請求により、賃金支払日の前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。

1. 従業員の死亡、退職又は解雇の場合
2. 従業員又はその収入によって生計を維持している者が結婚し、出産し、疾病にかかり、災害を受け、又は従業員の収入によって生計を維持している者が死亡したため費用を必要とする場合
3. 従業員又はその収入によって生計を維持している者が、やむを得ない事由によって1週間以上にわたって帰郷する場合

(賃金の計算方法)

第4条 遅刻、早退又は欠勤などにより、所定勤務時間の全部又は一部を休業した場合は、その休業した時間に対応する基本給を支給しない。ただし、この規程又は就業規則に別段の定めのある場合はこの限りでない。

(2) 前項の場合において、休業した時間の計算は当該賃金締切期間の末日において合計し、30分未満は切り捨てるものとする。

(3) 一賃金締切期間における賃金の総額に10円未満の端数を生じた場合は、これを10円に切り上げるものとする。

(4) 賃金締切期間の中途に入社又は退職した者に対する当該締切期間の賃金は、日割りで計算して支給するものとする。

(賃金の支払方法)

第5条 賃金は通貨で直接従業員にその全額を支払う。

(2) 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは支払いのとき控除する。ただし、第6号以下については、従業員の代表者と書面による控除協定に基づいて行うものとする。

1. 給与所得税
2. 市町村民税
3. 健康保険料
4. 雇用保険料
5. 厚生年金保険料
6. 会社の貸付金の当月返済分

第 2 章 基 本 給

(基 本 給)

第 6 条 基本給は 制とする。

(基本給の決定)

第 7 条 基本給は、本人の能力、経験、技能および作業内容などを勘案して各人ごとに決定する。

(昇 給)

第 8 条 昇給は、基本給について行うものとし、原則として毎年 月に技能、勤務成績が良好な者について行う。ただし、会社の業績などをも勘案してこれが困難な場合は昇給を行わないことがある。

第 3 章 諸 手 当

A 中小企業（1ヵ月60時間を超える法定時間外労働の割増賃金率5割増不適用事業場）の場合

（時間外勤務割増賃金・休日勤務割増賃金・深夜勤務割増賃金）

第 9 条 所定勤務時間を超えて勤務した場合は時間外勤務割増賃金を、所定休日に勤務した場合は休日勤務割増賃金を、深夜（午後10時から午前5時までの間。）に勤務した場合は深夜勤務割増賃金を、それぞれ次の計算により支給する。時間外勤務又は休日勤務が深夜に行われた場合は、それぞれを合算したものを支払う。

1 時間外勤務割増賃金

- ① 所定外勤務及び時間外労働協定に定める1ヵ月45時間（及び1年360時間等の原則限度時間。以下同じ。）までの法定時間外勤務
法定の割増賃金計算基礎賃金の1時間あたり単価×1.25×その部分の時間外勤務時間数
- ② 1ヵ月45時間を超え60時間までの法定時間外勤務
法定の割増賃金計算基礎賃金の1時間あたり単価× ×その部分の時間外勤務時間数

2 休日勤務割増賃金

法定の割増賃金計算基礎賃金の1時間あたり単価×1.35×休日勤務時間数

3 深夜勤務割増賃金

法定の割増賃金計算基礎賃金の1時間あたり単価×0.25×深夜勤務時間数

- (2) 前項に定める1ヵ月の起算日は とし、1年の起算日は とする。

B 中小企業以外（1ヵ月60時間を超える法定時間外労働の割増賃金率5割増適用事業場）の場合

（時間外勤務割増賃金・休日勤務割増賃金・深夜勤務割増賃金）

第9条 所定勤務時間を超えて勤務した場合は時間外勤務割増賃金を、所定休日に勤務した場合は休日勤務割増賃金を、深夜（午後10時から午前5時までの間。）に勤務した場合は深夜勤務割増賃金を、それぞれ次の計算により支給する。時間外勤務又は休日勤務が深夜に行われた場合は、それぞれを合算したものを支払う。

1 時間外勤務割増賃金

① 所定外勤務及び時間外労働協定に定める1ヵ月45時間（及び1年360時間等の原則限度時間。以下同じ。）までの法定時間外勤務

法定の割増賃金計算基礎賃金の1時間あたり単価×1.25×その部分の時間外勤務時間数

② 1ヵ月45時間を超え60時間までの法定時間外勤務

法定の割増賃金計算基礎賃金の1時間あたり単価× ×その部分の時間外勤務時間数

③ 1ヵ月60時間を超える法定時間外勤務

法定の割増賃金計算基礎賃金の1時間あたり単価×1.50×その部分の時間外勤務時間数

2 休日勤務割増賃金

法定の割増賃金計算基礎賃金の1時間あたり単価×1.35×休日勤務時間数

ただし、休日勤務が法定の時間外勤務に当たる場合であって、その時間が時間外勤務時間数と合計して1ヵ月60時間を超える時点以降に行われた場合は、その時間については休日勤務割増賃金の対象とせず1③の時間外勤務割増賃金を支給する。

3 深夜勤務割増賃金

法定の割増賃金計算基礎賃金の1時間あたり単価×0.25×深夜勤務時間

(2) 前項に定める1ヵ月の起算日は とし、1年の起算日は とする。

(上記は、第9条A(中小事業用)と第9条B(中小事業以外用)の2種類の例を示しています。いずれかを選んでお使いください。)

(役付手当)

第10条 役付手当は、職務上責任の重い管理的地位にある者に対し次の額を支給する。

職名	支給額	職名	支給額
	月額 円		月額 円

(精皆勤手当)

第11条 精皆勤手当は、毎賃金締切期間中の欠勤又は遅刻もしくは早退の日数に応じて、次に定めるところにより支給する。ただし、就業規則第17条に定める労働基準法第41条第2号該当者を除く。

1. 欠勤・遅刻・早退のない者 月額 円
2. 欠勤・遅刻・早退1日の者 月額 円

(家族手当)

第12条 家族手当は、従業員が扶養する次の者がある場合にその従業員に支給する。ただし、子については3人までとする。

配偶者(内縁を含む)	月額 円		
18歳未満の子1人につき	月額 円		

(通 勤 手 当)

第13条 通勤手当は、毎日通勤する者（日雇者を除く。）で定期券を購入する者に対し、定期券購入費に相当する金額を支給する。ただし、購入費が月額円を超える場合には 円を限度とする。

(特別休暇等の賃金)

第14条 就業規則第19条から第24条までの特別休暇等により勤務しなかった時間又は日の賃金については、支給しないものとする。ただし、次に掲げるものは有給とする。

(休職期間中の賃金)

第15条 就業規則第28条の休職期間中の賃金については、支給しないものとする。ただし、次に掲げるものは有給とする。

(臨時休業の賃金)

第16条 会社の都合により従業員を臨時に休業させる場合は、休業手当として、休業1日につき平均賃金の100分の60を支給する。

第 4 章 賞 与

(賞 与)

第 17 条 賞与は、毎年 月および 月の賞与支給日に在籍する従業員に対し、会社の業績、従業員の勤務成績等を勘案して支給する。賞与支給日は、毎年その都度定める。ただし、業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給日を変更し、又は支給しないことがある。

第 5 章 旅費および日当

(旅 費)

第 18 条 会社の用務で出張をする場合は、旅費又は宿泊費につき、その実費を支給する。ただし、宿泊費については、一泊 円を限度とする。

(日 当)

第 19 条 1 日以上の出張の場合は、日当を支給するものとし、その額は、次に定めるとおりとする。

職 名	日 当	職 名	日 当
	円		円

付 則

1. この規程は 年 月 日から実施する。
2. この規程を改廃する場合は、従業員代表の意見を聴いて行う。